

## ウクライナ・ビジネス支援事業 FAQ（よくあるご質問と回答）

| No. | 分類        | トピックス                    | 質問  | 回答  |
|-----|-----------|--------------------------|---|---|
| 1   | 応募資格要件    | 現地法人                     | 本邦企業の現地法人は応募可能ですか？  | 応募資格を有するのは日本の法律に基づき設立された日本登記法人となります。その他の詳しい応募資格については募集要項をご参照ください。なお、応募資格を満たす本邦企業の提案における調査団の一員として現地法人の人員が参画することは可能です。  |
| 2   | 応募資格要件    | 採択実績のある提案法人              | 過去に採択され本事業を実施済ですが、提案製品が同じであっても再度応募可能ですか？  | 可能です。提案製品が同じであっても過去の事業で対象国がウクライナでなかった場合、対象国がウクライナで異なる提案製品や事業内容の場合に応募可能です。他方、審査項目のJICA事業利用の必要性の項にて、従前事業に加えて新たに本事業を実施する必要性について十分にご説明をお願いします。  |
| 3   | 応募資格要件    | 案件を実施中の法人による応募           | 案件を実施中の企業は応募可能でしょうか。  | 他国での「中小企業・SDGsビジネス支援事業」を実施中の法人の応募も可能です。新たに本支援事業に採択された場合は、実施中案件の契約期間継続中であっても、企業体制等を鑑みた上で契約締結を認めます。   |
| 4   | 応募資格要件    | 財務要件                     | 財務要件は、将来の改善見込みを考慮してもらおう事は可能でしょうか。   | 公示日時点で決算された財務諸表（一期1年として扱う）が基準となり、将来的な改善見込みを考慮する事はできません。   |
| 5   | 応募資格要件    | スタートアップ                  | スタートアップ企業の「スタートアップ企業向け外部資金が500万円以上あること。」に融資は含まれますか。また、複数の外部資金の合算が500万円以上の場合、本条件を満たすでしょうか。       | 融資は含まれません。あくまでベンチャーキャピタルなどからの投資実績、公的機関からのスタートアップ向けの助成金や委託事業が対象となります。それらを合算して500万円以上になれば、本条件は満たされます。   |
| 6   | 応募資格要件    | 販売実績                     | ウクライナ固有の課題解決に繋がる事業モデルを想定している場合にも販売実績は必要でしょうか。また、A社とB社の製品を掛け合わせた提案製品、販売代理店の販売実績についてはどのように扱われますか。 | 本支援事業では、国内外での販売実績を有する製品/サービスを途上国現地の市場に適合化することを通じて現地の課題を解決することを想定しております。そのため、ウクライナの一定の信頼性を有する製品/サービスであることを判断するための基準の一つとして販売実績があることを原則とします。国外への販売を前提としている事業モデルにおいても、公示日時点での販売実績を同様に原則とします。また、販売代理店を含む共同企業体の場合、当該技術を有している企業（メーカー等）による提案製品の販売実績があれば、販売代理店の販売実績は不要です。ただし、主たる要素技術の販売実績を有していれば応募可能です。  |
| 7   | 外部要員      | 外部人材                     | 外部要員の雇用に制限はありますか。   | 提案法人自身が活用したい外部リソース（独自に企業が契約しているコンサルタントや自治体等）について、JICAコンサルタント以外で、提案法人が活用したい外部リソースがある場合、提案書に企業側メンバー（外部要員）として含めていただければ、1社あたりの支援上限額の範囲内で旅費や現地活動に要する経費の経費負担は可能です。ただし、人件費は負担できませんので、当該費用については企業と独自のコンサルタント等の直接契約に基づき、企業に負担頂くこととなります。なお、外部要員が採択以降に追加となる場合は、JICAコンサルタントとの役割分担等も踏まえつつ、個別に必要性を確認し可否判断をさせていただきます。  |
| 8   | 外部要員      | 第三国人材                    | 第三国の人材（例：ポーランド・モルドバに在籍する人材）の旅費負担は可能か。   | 当該要員の関与の目的・妥当性ととも、ケースバイケースで判断しますが、可能です。   |
| 9   | 協議議事録     | 協議議事録                    | 協議議事録（ミニッツ）の締結は必須ですか。   | 本事業は、協議議事録の締結は必須ではありません。  |
| 10  | コンサルタント   | コンサルタントの評価               | 提案法人がJICAコンサルタントを評価する機会がありますか。また、両者の相性が悪い場合、どのような対応がなされますか。                                     | 個社支援過程において、提案法人からJICAコンサルタントの支援内容にかかるフィードバックを頂く仕組みを設けており、JICAとしてコンサルタントによる支援の品質維持・向上を図ります。事業実施中には提案法人、JICA、JICAコンサルタント間で進捗状況の確認を行っていく予定であり、提案法人とJICAコンサルタント間で問題が生じるようであれば、JICAがその調整を行います。   |
| 11  | コンサルタント   | コンサルタントの支援内容             | 実施中のJICAコンサルタントによる支援内容について教えてください。  | JICAコンサルタントの基本的な業務内容は、JICAとJICAコンサルタントの契約において定義されますが、業務内容に含まれていないとしても契約上の人月の制約がありますので、その範囲内での対応となります（際限なく助言・依頼できるものではありません）。各提案法人の状況に合わせた支援内容については、企業とJICAでの契約締結後、企業、JICAコンサルタント、JICAの三者で調査方針や活動計画、支出計画を、個社支援の上限金額である1件1,000万円を確認・合意します。また、本制度では提案法人がJICAコンサルタントの支援を受ける事は必須としており、JICAコンサルタントの支援を全く必要としない想定のご提案は応募対象外となります。  |
| 12  | コンサルタント   | 調査終了後の支援                 | 案件終了後、JICAコンサルタントによるフォローは実施されますか？   | JICAとJICAコンサルタントの間での契約において事業終了後のサポートは含まれていませんが、提案法人と当該コンサルタント間の独自の契約でのフォローアップは可能です。   |
| 13  | コンサルタント   | JICAコンサルタントと別のコンサルタントの関与 | 旧制度（普及・実証・ビジネス化事業）で雇用したコンサルタントの活用は可能ですか？  | 外部要員として加えていただくことが可能です。再委託先を想定される場合、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に従っていただく必要があり、同ガイドラインでは原則日本国内の再委託を想定しておりませんのでご注意ください。<br><a href="https://www.jica.go.jp/Resource/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq0000kzw94-att/ent_202210_guide.pdf">https://www.jica.go.jp/Resource/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq0000kzw94-att/ent_202210_guide.pdf</a>  |
| 14  | 提案法人の実施内容 | テストマーケティング               | テストマーケティングは実施可能でしょうか。   | 本事業におけるテストマーケティングとは、本格的に製品・サービスを販売する前に、地域等を限定して少数に対して試験的に販売することを通じ、製品・サービスやビジネスモデルの特徴が顧客ニーズに合致しているかを検証することを指します。テストマーケティングによる売上を想定する場合は、売上の取り扱いについて事前にJICAにご相談ください。テストマーケティングのうち、「販売行為」を含むものについては、事前に計画概要を提出いただき、その妥当性をJICAが確認したものに限り、実施が可能です。なお、実証・調査を目的としない収入を発生せしめる活動は、本事業の調査内容として認められません。また、調査の一環でテストマーケティング等の試行的な販売活動やその他提案法人に収入を発生せしめる活動を直接または第三者に委託することによって実施し、売り上げが生じた場合、その売上は、原則、提案法人に帰属することとなります。 |
| 15  | 提案法人の実施内容 | ウクライナへの渡航                | 本調査ではウクライナへの渡航は可能か。   | 本調査ではウクライナへの渡航は想定していません。他方、2024年2月19日付の外務省のウクライナ渡航措置の改定に鑑み、募集要項「第1 事業の概要・募集内容」の1.(2)に示すパイロット事業(P.2)の実施に当たっては、採択企業のウクライナへの渡航を可能とする方向で検討中です。  |
| 16  | 採択件数、公示回数 | —                        | 採択件数及び募集回数について教えてください。  | 10件程度を想定しております。スキームごとの採択枠を設けておらず、提案件数、予算との関係で決定します。また、地域や分野ごとの採択件数の割り当ても設定していません。   |



| No. | 分類          | トピックス       | 質問  | 回答  |
|-----|-------------|-------------|---|---|
| 17  | 審査          | 基準・配点       | 審査の基準・配点を教えてください。                                 | 審査項目ごとの配点は公開しておりますので、詳細については公示資料をご確認ください。また、この他よく頂くご質問について回答致します。<br><br>・応募前に現地調査を行っている提案が有利になるか？→現地調査の有無にかかわらず、情報収集・分析の度合いが評価に影響します。<br>・従来制度では求められていない英語力とは何か？→本支援事業終了後にも自身で途上国でのビジネス展開を推進できる企業を求めているものです。英語の試験の最低スコア等、一律の基準を設けて応募要件にするまたは不採択にするものではなく、あくまでも審査上の評価ポイントの一つとしてプラス評価されます。なお、調査実施中においては高度な英語が必ずしも必須ではございませんが、業務主任者・業務従事者・外部要員の中に英語又は対象国(ウクライナ)の使用言語でプレゼンテーション可能な方がいるか、企画書の段階で確認させていただきます。  |
| 18  | 審査          | コンサルタント     | JICAコンサルタントは審査にどのように関与しますか。                       | JICAコンサルタントは審査に関与しません。  |
| 19  | 現地ビジネスパートナー | —           | 現地パートナー候補は、現地日系企業でも問題ないでしょうか。また、応募時点で契約等が必要でしょうか？ | 企画書に記載頂く「現地パートナー候補」は、対象国現地で既に事業活動を行っており、提案法人が実証活動を行うにあたって有益と思われる事業基盤、現地ネットワーク等を有していれば現地企業・現地日系企業を問いません。開発途上国においてビジネスを実施する際には、当該ビジネスを円滑に運営するために、連携する現地関係者の存在が重要であると認識しています。連携先は必ずしも企業には限定されず、また、応募時点で契約が交わされている必要はありません。   |
| 20  | 成果品         | —           | 提案法人が提出する成果品には具体的に何を記載するのでしょうか。フォーマットを頂けますか。      | 提案法人には調査計画書及び調査完了報告書を作成・提出頂きます。調査計画書は、提案法人とJICAの契約締結後、調査の目的、調査のゴール、調査期間、調査項目、調査工程、調査従事者等の調査遂行にあたっての主要事項をまとめたものです。調査完了報告書は、調査期間中にJICAコンサルタントから得た助言等も活用いただきつつ、JICAビジネスプランや復旧・復興に資する事業のビジネス化及び開発効果発現に向けた筋書き等をまとめたものになります。同報告書は営業秘密を除き一般公開されます。成果品の記載内容等の詳細は募集要項をご確認下さい。必要な記載内容が網羅されていれば同様式の体裁と異なっても問題なく、頁数制限もありません。  |
| 21  | 精算          | —           | 提案法人とJICA及びJICAコンサルタント間の精算はどのように行われますか？           | 提案法人とJICA間での精算はございません。調査における一連の活動にかかる費用は、原則JICAコンサルタントが直接支出します。但し、機材の輸送等、提案法人による発注・支払いが必要と認められるものについては、JICAによる事前の承認のもと提案法人に立替払いいただき、証憑をもってJICAコンサルタントが支払うこともあります。その場合、提案法人とJICAコンサルタント間での精算が必要になります。具体的に立替払いが想定されている費用は、本邦受入活動費になります。詳細は募集要項の別添資料3.調査支援対象費目をご確認ください。  |
| 22  | 対象経費        | 再委託         | 再委託で実施可能な業務内容、選定要件について教えてください。                    | 募集要項の別添資料3.調査支援対象費目に記載の事例もご参照下さい。<br>ビジネス化にむけた調査・実証を目的とした再委託業務の一部であって、必要最小限でありかつ現地企業等に再委託する事が適当な業務については、自社機材の加工、システムのカスタマイズを含むことも可能です。ただし、提案製品の使用目的自体が変わるような加工・カスタマイズ費用、自社及び資本関係にある関連会社にて提案製品の開発・製造を行う経費、加工・カスタマイズのみを目的とする経費は計上不可です。再委託業務として適切性・妥当性がどうかについては、調査目的、調査内容等を踏まえ、JICAが判断を行います。<br>なお、再委託先の選定にあたっては、コンサルタント等契約における現地再委託ガイドラインに基づき、調達の三原則(公平性、競争性、透明性)に沿ってJICAコンサルタントが調達します。調査目的の達成が可能でコストが適正な再委託先を選定する必要があり、必ずしも提案法人が希望する特定企業への再委託を行うものではない点予めご了承ください。<br>上記に加え、提案法人・共同企業体を構成する法人及び外部要員の所属法人、並びにこれらの法人と会社法上、親会社子会社関係にある法人を再委託先として選定する事は出来ません。 |
| 23  | 対象経費        | 調査支援対象費目の積算 | 調査支援対象費目をどのように積算したら良いでしょうか。                       | 募集要項の別添資料3.調査支援対象費目に基づき、積算ください。特に、コンサルタントの旅費(国際航空券、日当・宿泊料)を計上する必要は無い点にご留意下さい。<br>調査においてどのような活動・支出を想定しているかをご応募時に確認するためのものであり、企画書提出時には見積書等の証拠書類は不要です。採択後、企画書提出時の積算内容を基にJICAと協議・調整の上、最終的な調査支援対象費目が確定します。   |
| 24  | 対象経費        | 機材          | 機材製造・購入費、輸送費、現地施工費は支援対象でしょうか？                     | 機材製造・購入費・輸送費等の支援は含まれませんので、提案法人にてご負担いただくこととなります。   |